

平成 19 年(行サ)第 192 号上告提起事件  
平成 19 年(行ノ)第 186 号上告受理申立て事件  
(原審・東京高等裁判所平成 19 年(行コ)第 154 号)  
決定

上告人兼申立人(以下「上告人」という。)

天雲産業株式会社

被上告人兼相手方

国

処分をした行政庁

中央労働委員会

兼相手方補助参加人

全大阪金属産業労働組

主文

本件上告及び上告受理の申立てを却下する。

上告費用及び上告受理の申立て費用は上告人の負担とする。

理由

本件記録によれば、上告状及び上告受理申立書には上告理由及び上告受理の申立ての理由の記載がなく、また、上告人が平成 20 年 1 月 10 日上告提起通知書及び上告受理申立て通知書(以下「上告提起通知書等」という。)の送達を受けたこと、上告人は前記上告提起通知書等の送達を受けた日から法定の期間内に上告理由書及び上告受理の申立て理由書(以下「上告理由書等」という。)を提出すべきであるにもかかわらず、同期間内に上告理由書等を提出していないことが明らかである。

よって、民事訴訟法 316 条 1 項 2 号、318 条 5 項に従い本件上告及び上告受理の申立てを却下し、上告費用及び上告受理申立て費用の負担につき同法 67 条 1 項、61 条を適用して、主文のとおり決定する。

平成 20 年 3 月 5 日

東京高等裁判所第 23 民事部